

特定空家等の略式代執行による除却について

1. 略式代執行の概要

高島市勝野568番地の空家等は、著しく保安上危険な状態になっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当します。

必要な措置を命ぜられるべき者を確知できずその措置を講ずることができないため、平成29年1月20日付で必要な措置をとるよう公告しました。

しかし、措置の期限までに必要な措置が履行されなかったため、2月22日に法第14条第10項の規定に基づく、いわゆる略式代執行により除却を実施します。

2. 建築物の所在地・家屋番号等

別添告示「1 建築物等の所在地」および「2 建築物等の家屋番号等」のとおり

3. これまでの経過

H25年 1月 建物の老朽化により、瓦が県道に落下するようになり、道路管理者である滋賀県高島土木事務所にて緊急安全対策（ネットの設置）を実施された。また、近隣住民から対処要望があり、所有者に対して危険箇所の修繕や破損物の撤去等の助言等を繰り返し実施した。（H29年2月まで計7回）

H27年 2月 「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行

H28年 3月 所有者死亡

H28年 4月 「高島市空家等対策の推進に関する条例」施行

H28年 11月 高島市空家等対策審議会の開催（以降、H28年度に4回開催）

H29年 1月 大雪により屋根等の一部およびネットの崩落、県道の片側を閉塞

H29年 2月 滋賀県高島土木事務所にて緊急安全対策（ネットの設置）の実施

H29年 3月 「高島市空家等対策計画（H29～33年度）」策定

H29年 10月 高島市空家等対策庁内プロジェクトチームによる立入調査（法第9条）

H29年 11月 高島市空家等対策協議会の開催（法第7条）

（特定空家等と認められる。）

H29年 11月 全相続人の相続放棄の申述受理を確認

H29年 12月 地元新町自治会への説明

公告および官報掲載（履行期限H30年1月8日）



現在の様子



屋根等が崩落し、県道片側を閉塞する様子（H29年1月）

4. 必要な措置の内容および必要な措置を命ずべき理由

別添告示「3 必要な措置の内容」および「4 必要な措置を命ずべき理由」のとおり

5. 除却の費用等

- ・ 除却工事にかかる契約金額： 3,873,960円
(請負業者：フィーニス・シガ 代表 福田誠児 (新旭町針江 588-2))

行政代執行法 (昭和 23 年法律第 43 号) の規定によらない法第 14 条第 10 項のいわゆる略式代執行を行った場合の除却費用は、自力執行権のない債権として管理していくこととなります。

≪略式代執行と行政代執行による除却等の回収方法等の違い≫

	法第 14 条第 10 項による 除却等 (略式代執行)	法第 14 条第 9 項による 除却等 (行政代執行)
所有者等の確知	できない場合	できる場合
自力執行権	なし	あり
回収の見込みがある場合	財産管理制度による手続き で費用回収	強制徴収による手続き で費用回収
支払い能力がある所有者等 が判明した場合	任意の支払いまたは 裁判所による民事訴訟	—
除却にかかる国の補助制度	あり (国 2/5、市 3/5)	なし

6. 除却後の土地

土地の登記名義人は、建物の登記名義人と同一人物であり、既に全相続人の相続放棄の申述が受理されており、所有者不存在の空き地となります。

この土地については、根抵当権設定がされていることから、今後、根抵当権者において競売される可能性があります。

7. 今後のスケジュール

H30 年 2 月 14 日 記者資料提供

(外観を撮影される場合は、2 月 18 日までをお願いします。)

2 月 19 日以降、建物は養生シートで覆われます。)

H30 年 2 月 19 日 外部安全防護 (足場設置)

H30 年 2 月 22 日 現地説明会、代執行宣言 (宣言後、解体作業開始)

H30 年 3 月 中旬 代執行終了宣言

【参考：特定空家等に対する措置までの流れ】

